

令和元年 5 月 7 日

伐木等特別教育受講希望者の皆様、事業主の皆様へ

林業・木材製造業労働災害防止協会香川県支部

チェーンソー(大径木等)作業従事者特別教育の中止について

当協会の他県支部において、伐木等特別教育の実技講習実施中に死亡事故が発生したことから、当協会本部を通じて厚生労働省から、当分の間、伐木等特別教育（労安法第 36 条第 8 号及び同第 36 条第 8 号の 2）の中止要請がありました。

つきましては、**当支部においても、当分の間、チェーンソー(大径木等)作業従事者特別教育の開催を見合わせることになりました**のでお知らせします。

受講希望の皆様や事業主の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますこととお詫び申し上げます。

再開の目処は立っておりませんが、再開の場合は当ホームページでお知らせしますので、よろしくお願い申し上げます。